

平成22年12月6日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線 室長 平嶋 壮州

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年11月19日から平成22年11月25日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/12/06)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年11月19日～11月25日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	0	0	0	0	0	0
医政局	0	2	0	0	0	2
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	17	26	1	0	0	44
職業安定局	131	31	23	0	0	185
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	1	7	0	0	0	8
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	0	0	0	0	0
保険局	0	3	0	0	3	6
年金局	0	1	0	0	0	1
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合 計	149	70	24	0	3	246

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	35
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	165
法令遵守違反に関するもの	0
その他	46

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
 - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成22年11月19日～11月25日受付分

部局(課室)名	医政局
照会先	指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係(内線2551) 医事課総務係(内線2566)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	2件	0件	0件	0件	2件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	2件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	<p>専門病院において、救急搬送時に専門領域の疾患だと考え受け入れた後に適応疾患でないことが分かった場合、転送先が見つかるまで、その患者さんが救急外来を占拠してしまい、次の救急患者の受け入れができなくなり、対応に時間がかかっている。</p> <p>専門病院が増え、総合病院が減っていることが一因と考えるが、総合病院と救急患者の搬送の在り方について、改善すべきと考えている。</p>		<p>平成21年10月30日に改正消防法が施行され、各都道府県において協議会を設置し、「救急搬送・受入れの実施基準」を検討していること、及び、実施基準には搬送先の医療機関リスト等を定めることとしており、平成22年中の策定を目指して、現在各都道府県が検討中である旨をご説明いたしました。</p>
2	<p>医師の中には、医師免許取得後、医学を自己研鑽しない人がいる。</p> <p>医療は時代とともに進んでおり、医師が勉強しなければ、患者は最新の医療を受けられないどころか、時には古い考え方が間違った医療になっている場合もある。</p> <p>医師を養成するための教育に、国民の税金がかなり投入されているという事実を医師自身が理解し、医師になった以上、その知識を国民に還元する義務があるということを周知徹底すべきだと考える。</p>		<p>医療現場の実態についての貴重なご意見として承り、組織内での情報共有を行いました。</p>
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 課長補佐 西岡 邦昭(内線5554) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年11月19日～11月25日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	17件	26件	1件	0件	0件	44件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	9件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	24件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	11件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	勤務先の労働条件について問題があると考えており、監督署に相談したいが、怖そうなイメージがあって相談しづらい。		監督署では、労働者の方からの相談には懇切丁寧に対応するように努めていること、御相談は、来署・手紙・電話のいずれの方法によっても可能であるので、いつでも相談していただきたいことなどを説明し、勤務先の会社を管轄する監督署を御案内いたしました。
2	就職難と言われているが、仕事が合わないとして採用後1日、2日で退職する労働者が多くいる。雇用期間中の給料は支払うが、身勝手に社会常識に欠けた者が増えたのは、権利ばかりを教え義務を教えてこなかったためであり、労働基準法に労働者の果たすべき義務についても規定すべきである。		労働基準法においては、使用者だけでなく労働者においても、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、その義務を履行すべきとする規定が設けられていることを説明し、御理解いただきました。
3	一般健康診断は、事業主が費用を負担して実施するものであるから、時間外に実施した場合は時間外手当を支払うべきではないか。		健康診断の受診に要した時間の賃金については、直ちに使用者が負担すべきものではないが、労働者の健康の確保は、事業の円滑な運営の不可欠な条件であることから、使用者負担とすることが望ましいことを説明し、御理解いただきました。
4	不正を犯して会社に損害を与えた労働者がいるが、このような労働者にも賃金を支払わなければならないのか。		雇用した労働者に業務指示を行う等により、労働させたのであれば事業主は賃金を支払わなければならないことなどを説明し、御理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	6年前の賃金不払について、時効により労働基準監督署から会社に指導できないのは納得できない。		賃金の請求権について時効制度が設けられている趣旨等を説明し、御理解を求めました。
6	最低賃金の改正があったことを知ったが、事業場に知らされていない。全ての事業所に、はがき等を使ってでも通知すべきである。 こちらは苦しい経営の中から賃金を捻出しているのに、勝手に決めておいて後で法律違反だと言われても困る。		最低賃金の改定額、時期の周知については、マスコミ報道のほか、地方公共団体や事業者団体等の広報誌への掲載依頼、労働局のホームページなどを使って行っていること、今後ともあらゆる機会をとらえて積極的な周知広報に努めていくことを説明し、御理解を求めました。
7	労働安全衛生法第14条にいう「技能講習を修了した者のうちから」の意味は、当該作業に従事する者、全員に技能講習を受講させた上で作業主任者を選任することが必要という意味か。		講習を修了していない者を選任しても要件を満たさないという趣旨であり、当該作業に従事する者全員に技能講習を受講させる必要があるという意味ではないことを説明し、御理解をいただきました。
8	労働安全衛生規則では炊事従業員専用の便所を設けることとなっているが、専用の便所の設置は大がかりなものとなり、スペースの問題や設置費用の問題などで大変である。		炊事従業員専用の便所は、伝染性疾病の予防の観点から設置を求められているものであることを説明し、御理解を求めました。
9	雇用保険が強制適用となっていることについては、失業者対策もあり理解できるものであるが、労災保険については雇用保険と抱き合わせにして強制適用としているのではないか。		労働者災害補償保険制度について、その目的と趣旨を説明し、御理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成22年11月19日～11月25日受付分

部局(課室)名	職業安定局
照会先	中央職業安定監察官室 中央職業安定監察官 高崎 雅之(内線5653) (直通:03-3502-6768)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	131 件	31 件	23 件	0 件	0 件	185 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	20 件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	130 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	35 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	求人票には年齢不問と書いてあるにもかかわらず、現実的には年齢制限があり、改善してほしい。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しており、本年10月には事業主向けパンフレットの改訂し、より一層の事業主への周知啓発に努めているところです。
2	ハローワークの求人を増やしてほしい。		現在、ハローワークでは、求人確保するため、求人開拓推進員を配置し、企業訪問を実施しております。引き続き求人開拓のための努力をする旨ご説明し、ご理解いただきました。
3	自己都合で離職した場合、失業保険の給付に3ヶ月の給付制限がかかるが、この給付制限をなくしてほしい。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明し、ご理解いただきました。
4	新しい求人検索端末は操作が複雑で時間がかかる。		新しい求人検索装置については、求人検索をより詳細に行えるよう機能を追加しているため、当分の間は操作方法をご案内するための職員を必要に応じて配置することとしております。わかりにくいことがございましたら、お近くの職員にお尋ねください。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	社会保険未加入と言うことで求人が受け付けられないのは納得がいかない。		厚生年金保険および健康保険は、所定の要件を満たした場合には法令により加入が義務づけられている事項です。また、求職者の関心も高く、重要な労働条件となっている旨ご説明し、ご理解いただきました。
6	ハローワークの駐車場が混んでいる。改善して欲しい。		該当ハローワークの駐車場は、収容台数が限られており、近隣にも駐車スペースがなくご迷惑をおかけしています。ご来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用いただくようご説明し、ご理解をいただきました。
7	ハローワークの求人に応募したが、事業所から採否結果の通知書が届くのが遅い。求人票に記載された日までに連絡するよう指導してほしい。		採用・不採用の結果につきましては、早急に求職者及びハローワーク双方に通知するよう事業主を指導しております。なお、求人票に記載された期日を経過しても通知がない場合は、窓口にご相談いただければ、事業主へ問い合わせる等対応する旨ご説明しました。
8	このたびハローワークの紹介により就職できました。担当の方に親身に相談に乗っていただきました。仕事に就くありがたさを痛感いたしました。ありがとうございました。		今後もお役に立てるよう、いただいたご意見を該当ハローワーク職員で共有いたしました。
9	マザーズコーナーの利用者から、トイレ内にベビーチェアを設置してほしいとのご要望をいただきました。		入居しているビルの管理会社に要望を伝え、12月15日から同ビル内にベビーチェアを設置することとなりました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 中山 理(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

平成22年11月19日～11月25日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	7件	0件	0件	0件	8件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	3件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	5件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	中小企業子育て支援助成金の支給要領が変更されたため、支給申請期間が先に伸びたことは納得できない。		助成金の趣旨について説明するとともに、貴重なご意見として承りました。
2	中小企業子育て支援助成金の提出書類にタイムカード、賃金台帳、出勤簿等とあり、提出書類がどれか一つとは書かれていないのでわかりにくい。		就労実績を証明できる書類の提出を求めているものであることについて説明しました。
3	中小企業子育て支援助成金について、男性が育児休業を取得した場合は金額の上乗せをすることにより、男性の育休取得を促進すべき。		貴重な御意見として承りました。
4	改正育児・介護休業法は要件が複雑で理解し難い。もう少しシンプルな制度設計ができないのか。実際の運用も困難である。		法の趣旨を説明し、ご理解いただき、貴重なご意見として承りました。
5	事業所内保育施設助成金を受給するためには、工事着工の原則として2か月前までに認定申請をしなければならない旨支給要領に記載されているが、制度が硬直的ではないか。		当該規定の趣旨について説明し、理解を求めるとともに、貴重なご意見として承りました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	外国人労働者(ポルトガル語圏)でセクシュアルハラスメントを受けたことを相談したい人がいるが、女性の相談員でポルトガル語ができる者が雇用均等室にいるか問い合わせあり。いない旨回答したところ、「労働基準監督署には外国語ができる職員の配置があるのに雇用均等室への配置がないのはおかしいのではないか」との意見あり。		均等室には外国語で相談対応を行う専門職員は配置されておらず、基本的には日本語のできる方を同行していただきたいが、他部の専門職員を依頼できるか調整して対応することもある旨回答し、ご理解いただきました。
7	ブラジル人女性のセクハラ相談を受付けてもらいたいが、日本語は全くできない。通訳はあるか。できるのか、できないのかはっきりさせてほしい。		均等室には外国語で相談対応を行う専門職員は配置されておらず、基本的には日本語のできる方を同行していただきたいが、他部の専門職員を依頼できるか調整して対応することもある旨回答し、ご理解いただきました。
8	過去の解雇歴、学歴に関わらず、努力している者が会社に採用される社会にして欲しい。		貴重なご意見として承りました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 課長補佐 尾崎 (内線3216)

平成22年11月19日～11月25日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	3件	0件	0件	3件	6件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	2件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	4件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	【調剤薬局の薬指導について】 宮城県内の薬局で目薬3本を調剤してもらった際、点眼の方法や副作用など何も説明が無かった。厚生局の指導不足ではないか。		「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」の趣旨等について、質問者にメールにて回答するとともに、各事務所等に周知しました。
2	インプラントに関し雑誌に良い治療方法として紹介されているが、保険が適用されず治療費が高額になり利用できない。 インプラントを安い費用で利用できるよう保険適用して欲しい。		インプラントが保険適用されていない理由について説明を行うとともに、いただいたご意見は厚生労働本省へ「国民の皆様の声」として報告することでご理解をいただきました。
3	近畿厚生局ホームページの「ご意見・ご要望」欄に、「接骨院の不正請求について、白紙委任は不正請求の温床であり、ぜひ制度を改善してください。毎年5,000人から柔道整復師が出て、どんどん増えて、接骨院だけです。乱立すれば不正額は増えます。どうか適切な対応をお願いします。国民皆保険制度を維持してください。」との旨ご意見をいただきました。		厚生労働行政に関するご意見として拝聴し、参考とさせていただき旨メールにて回答いたしました。
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	年金局
照会先	年金局総務課 課長補佐 三好(内線3313) 企画係長 岡野(内線3316) (代表)03-5253-1111

平成22年11月19日～11月25日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	生活保護法は昭和25年、国民年金法は昭和34年等、非常に古い時代に制定され、随時改正しているということであるが、憲法で最低限の生活が保障されているにもかかわらず、仕事が無いのに生活保護には該当せず、国民年金保険料もわずかであるが妻に収入があることから全額の免除が承認されていない。 現在の法律は憲法の理念が全く反映されていないと考えている。最低限の生活が保障されるよう法律の抜本的改正または新しい法律の制定を望む。		国民年金保険料の納付義務者は一次的にはご本人ですが、保険料を納付することで、老齢・障害といった保険事故に対する所得保障を確実にを行うためにも世帯主・及び配偶者の方についても連帯して保険料の納付義務を負っていただいております。こうした中、免除の際に基準となる所得についても、世帯主・及び配偶者の方の所得も含めて適用される仕組みとなっております。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。